



佐賀県公報

平成16年
4月30日
(金曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

(三七一・土地対策課) 一

(健康増進課) 二

- 土地収用法に基づく事業の認定
- 佐賀県難病相談・支援センターにおける指定管理者の募集

○ 告 示

● 佐賀県告示第三百七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次とおり事業の認定をした。

平成十六年四月三十日

佐賀県知事 古川康

- 一 起業者の名称
 - 富士町
- 二 事業の種類
 - 富士町富士北部地区農業集落排水事業に伴う処理場建設事業
- 三 起業地
 - (1) 収用の部分
 - 佐賀県佐賀郡富士町大字大野字二本松地内
 - (2) 使用の部分
 - なし

(1) 収用の部分

- 四 事業の認定をした理由
 - 法第二十条第一号の要件への適合性について

富士町富士北部地区農業集落排水事業に伴う処理場建設事業

(以下「本

件事業」という。)は、法第三条第三十一号に規定する施設に関する事業に該当する。

(2) 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、平成十四年度に農林水産省の農業集落排水資源循環統合補助事業実施地区として採択されていること等から、起業者である富士町は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第二十条第一号に掲げる要件を満たすと判断される。

(3) 法第二十条第三号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

近年の生活様式の高度化、農業生産様式の変化等により、農業用用排水の汚濁が進行し、農業生産環境及び農村生活環境に大きな問題が生じている。このため、本件事業により農業集落における屎尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備する。

これにより、農業用用排水及び公共用水域の水質保全、農業用用排水施設の機能維持並びに農村生活環境の改善に寄与するとともに、生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資することが見込まれる。

これらのことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと判断される。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

起業地の周辺はほとんどが山林で住宅がないこと、土壤脱臭装置等の設置により臭氣対策を行うこととしていること等の理由から、失われる利益については軽微なものと判断される。

ウ 代替案について

起業地は、二候補地について、住宅との距離等の社会的条件、工事内容、工事施工の難易度等の技術的条件及び工事費等の経済的条件を総合的に勘案して検討がなされた結果、最も適切な候補地が採用された。

II 比較衡量

ア) で述べた得られる公共の利益について述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するに認められるところ、ウ) で述べたように起業地は他の候補地と比較して最も適切であるに認められたから、本件事業は法第11条第三号の要件を満たすと判断される。

(4) 法第二十条第四号の要件への適合性について

(3) のア) で述べたように農業生産環境及び農村生活環境に問題が生じて、本件事業は平成十六年三月に佐賀県が策定した佐賀県汚水処理整備構想において平成十四年度に事業着手するとの位置付けられていれば、と等から、本件事業を早期に施行する必要性は高くなるに認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の目的を実現するために必要な範囲であらわし認める。

カルビ、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供されねむるやうにいふから、収用又は使用の別についても合理的であるに認められる。

ムハヤ、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるに認められるため、法第二十条第四号に掲げる要件を満たすと評価される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて満たさぬとい

判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をあらゆるやう。

五 法第二十六条の二第一項の規定による画面の縦覧場所

富士町農村整備課

○ □ ■

佐賀県難病相談・支援センターにおける指定管理者を次のとおり募集します。

平成16年4月30日

佐賀県知事 古川 康

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 名称 佐賀県難病相談・支援センター（以下「相談・支援センター」という。）

(2) 場所 佐賀市成章町5番2号

(3) 施設の概要 募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う管理の業務

(1) 相談・支援センターの運営に関する業務

(2) 相談・支援センターの施設の利用に関する業務

(3) 相談・支援センターの施設の維持及び管理に関する業務

3 指定期間

指定の日から平成19年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消すことがある。

4 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとする者は、(2)の提出期限までに指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、7に掲げる課まで持参又は郵送により提出すること。

ア 事業計画書

イ 法人について、法人登記簿の謄本

ウ 申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限は、平成16年5月12日（水）午後5時まで（郵送の場合は、同月12日の消印のあるものまで）とする。

(3) (1)の申請のあった者の中から、指定管理者を5に定める基準に基づき議会の議決を経て、指定する。

(4) 指定管理者募集の詳細、申請書の様式等については、募集要項を参照のこと。

募集要項の配布は、平成16年4月30日から5月12日までの間、7に掲げる課で行う。

5 指定管理者選定の基準

- (1) 相談・支援センターの施設の平等利用が確保されること。
- (2) 相談・支援センターの施設の効用を最大限に發揮するとともに、管理経費の縮減が図られる事業計画を有すること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行う能力を有していること。

6 指定の条件

- (1) 県は、指定管理者との間で締結する管理協定に基づき、必要と認める管理運営費を支払うものとする。
- (2) 指定管理者は、県が規則で定める管理の基準に基づき管理を行わなければならぬ。

7 指定に関する事務を担当する部局の名称

佐賀県健康福祉本部健康増進課 感染症・難病担当
佐賀市城内一丁目1番59号
電話 0952-25-7075 ファックス 0952-25-7268

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年四月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

印發行定日 每週月水金曜日
刷所 西部印刷企画(株)